

◎新潟県告示第345号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、新発田市を地域とする県営区画整理（経営体育成基盤整備「農業生産法人等育成型」）事業山内地区に係る換地処分をした。

平成29年3月28日

新潟県知事 米 山 隆 一